

職員が加入する保険事業の割戻金還付に係る 不適切な事務処理について

令和２年度から令和６年度にかけて、職員が加入している保険事業（自動車火災共済・任意生命共済）に関連する加入職員への割戻金の還付において、担当者Ａによる関係書類の遺失が判明しました。また、調査の過程で、現金（還付金）の不適切な処理（長期保管）及び書類の改ざんも明らかになりました。

公金を取り扱う職員としての自覚の欠如が引き起こした重大な事案であり、このような事態を招いたことを深くお詫び申し上げます。事実を重く受け止め、今後再発防止策を徹底し、適切な公金管理に努めるとともに、市民の皆様の信頼回復に全力を尽くしてまいります。

1 事案の概要

職員が加入する保険事業の令和６年度還付金（令和５年度加入分）に関して、令和７年５月下旬、加入職員から事業を所管する総務部に「未だ還付されていない」旨の申し出がありました。直ちに担当者Ａへ事実確認を行った結果、保険事業者からは令和６年１０月に当該事業利用割戻金として、すでに市への入金が行われていましたが、その後、担当者Ａが一部の職員に対し還付を怠っていたことを確認しました。なお、未還付の現金は庁舎内の鍵付き書庫に保管されていたため、担当者Ａへ速やかに還付対応するよう指示し、令和６年度還付金については令和７年５月末に処理が完了しました。

本事案の発生に伴い、同年７月４日、これまでに担当者Ａが担当した令和２年度還付金（令和元年度加入分）から令和６年度還付金（令和５年度加入分）についても、過去の処理状況を確認したところ、次のとおり、担当者Ａによる関係書類の遺失、改ざん及び未還付が判明しました。

【関係書類の遺失】

・令和２年度還付金

全加入職員のうち、３名分の明細リスト（担当者Ａ作成の受領確認用）。

・令和４年度還付金

全加入職員分の明細リスト（担当者Ａ作成の受領確認用）。

【書類の改ざん】

・令和２～６年度還付金

加入職員延べ７８０人のうち、延べ２６名分の受領印を改ざん。

【加入職員への未還付】

・令和２～６年度還付金

加入職員延べ７８０人のうち、延べ６２名分、計５４５,９００円。

2 還付処理の流れ

保険事業に係る当該還付金については、保険事業者から事業専用の金融機関口座へ、加入職員全員分がまとめて振り込まれます。それを担当者Aが現金で引き出し、対象者への還付処理を行っています。還付処理の流れは次のとおりです。

- ① 還付処理に係る決裁を受けたのち、担当者は課長の許可のもと、通帳を保管している引き出し（鍵付き）から通帳を預かる。
- ② 会計課で決裁（還付処理について承認済）を提示し、金融機関へ提出する払出通知書に会計管理者印を押印。担当者は金融機関で現金を引き出す。
- ③ 担当者は還付金を加入者ごとに封筒に分け手渡しで還付する。その際、明細リストに受領印をもらい一連の処理が完了する。

3 発生原因

関係書類の遺失に関しては、担当者Aが適切な書類の整理を行っていなかったため、本人が関係書類の整理を実施した際に誤って廃棄処分したものと考えられます。

また、書類の改ざんについては、還付金に関連する加入者の受領印が改ざんされていますが、担当者Aが事務処理状況の体裁を維持するため、その場しのぎ的に作成されたものと判断され、現金の私的流用はなく、後日、何らかの方法、タイミングで返還する意思があったことを確認しております。

還付金の未還付に関しては、担当者Aの業務管理が不十分であり、他の業務を優先したことが原因と考えています。

4 事案発生後の対応

令和6年度還付金については、担当者Aへ速やかに還付対応するよう指示し、令和7年5月末に処理を完了しました。

その後において判明した令和2年度から令和6年度までの未還付金（加入職員延べ780人のうち、延べ62名分、計545,900円）については、担当者Aと課職員によって令和7年8月中旬に還付処理が完了しました。

5 再発防止策

今事案における反省を踏まえ、従来の処理手順に加え、還付金の取り扱いについては、必ず課内職員2名以上による還付金（現金）の確認、複数人体制による迅速かつ確実な還付処理を行い、また、還付終了後の課長による通知文書、領収書、通帳の突合確認を行います。